

2021 年度(来年度)

バイク通学に関する申請について

< 聖隷学園駐輪場利用の申請について >

2021 年 4 月からバイクで通学し聖隷学園駐輪場を利用したい学生は、交通安全講習会を受講し申請してください。

1. 対象

継続	現在バイク通学をしていて、来年度も継続したい学生
----	--------------------------

2. 申請について

①【交通安全講習会】

右記 QR コードから受講し、レポートを送信してください。
レポートが確認できない場合はバイク通学の許可はされません。



②【願書等の提出】※提出期限：2021 年 2 月 18 日(木)

学生サービスセンターHPより申請についての様式をダウンロード・プリントアウトし、必要事項を記入のうえ、学生サービスセンターに提出してください。

※必ず事前に交通安全講習会を受講し、レポートを提出してください。

【申請書類】

継続	「自動二輪車・原動機付自転車通学願書【継続】」 ※車両が変更になる場合 「車両情報等変更届」を添付してください
----	--

3. 手続きについて

継続の学生

申請書類提出時に学生サービスセンターにて 2021 年度用の許可ステッカーを受け取ってください。
※申請書に不備がある場合、許可はされません。

新規の学生

3 月以降からバイク通学する前日までに下記①～④を持参し、学生サービスセンターで手続きを行ってください。
ただし 2 月末までは今年度の登録となり、今年度の申請書類が別途必要となります。

- ①「自動二輪車・原動機付自転車通学願書【新規】」
- ②「連帯保証人同意書」 ※連帯保証人の署名・押印が必要
- ③免許証のコピー
- ④任意保険証のコピー(自動車の特約の場合はファミリーバイク特約、家族原付特約等の記載箇所を含めてください。)
- ⑤登録料 500 円×卒業年度までの年数分(自転車登録で納入済みの場合は不要)

4. その他

当該年度の許可シールが貼付されていない場合は、許可車両として取り扱われず、「キャンパスルールを守らない学生への対応に関する内規 注意・指導・厳重注意・警告及び学生懲戒処分」の対象となる場合があります。